

国民健康保険税のお知らせ(必ずご一読ください)

茨城町 保健福祉部 保険課

日頃より国民健康保険事業にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年度の国民健康保険税(以下「国保税」という。)が決定したので、国民健康保険税決定通知書を送付します。

1 国保税の課税根拠

国保税は、地方税法第703条の4第1項と茨城町国民健康保険税条例第1条の規定により、国民健康保険の被保険者がいる世帯の世帯主に対して課税します。

2 国保税の納税義務者

国保税は世帯主が納付義務者です。

世帯主が国民健康保険に加入していなくても、同一世帯に国民健康保険の加入者がいる場合は、その世帯主に対して国保税を課税しますので、納税通知書の宛名は世帯主となります。

3 国保税の税率(額)

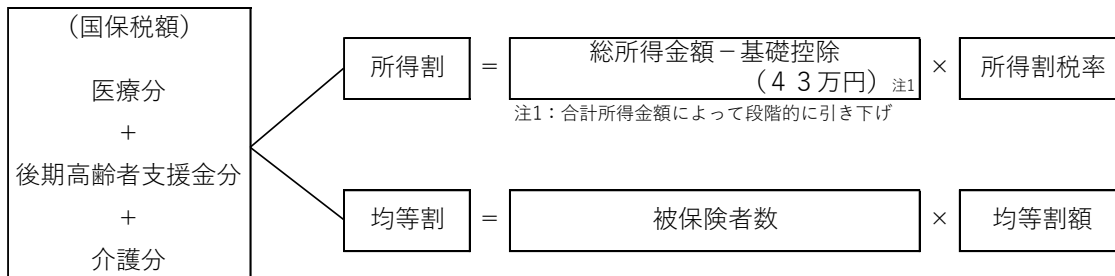
令和5年度の税率(額)は下記のとおりです。皆様が安心して医療を受けることができるよう、国民健康保険事業へのご理解とご協力をお願いします。

区分	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分 (40歳～65歳未満)
所得割(前年中の所得にかかるもの)	6.9%	2.9%	1.9%
均等割(国保加入者1人あたりの額)	32,000円	14,000円	17,000円
課税限度額	650,000円	220,000円	170,000円

※課税限度額が後期高齢者支援金分で2万円引き上げとなりました。

4 国保税額の計算方法

税額の計算は上記表の、「医療分」・「後期高齢者支援金分」・「介護分」について、「所得割」・「均等割」という2つの項目をそれぞれ計算して合算した金額が1年間の国保税の額となります。



※年度の途中で国保に加入又は喪失した場合は、加入月数に応じて再計算を行い、変更通知書を翌月以降に送付します。なお、増額になる場合、届出月の納付書は変更となりませんので、お手元にある納付書で納めてください。

また、減額となり過納付となった場合には、翌月以降に還付のお知らせを送付します。

5 国保税の納期限一覧

令和5年度 普通徴収(納付書・口座振替)

納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納期限日 (口座振替日)	7月31日 (月)	8月31日 (木)	10月2日 (月)	10月31日 (火)	11月30日 (木)	12月25日 (月)	1月31日 (水)	2月29日 (木)	4月1日 (月)

※決定した国保税額を1期～9期の9回に振り分けて納付していただきます。

令和5年度 特別徴収(年金天引き)

納期	特別徴収(年金天引き)仮徴収			特別徴収(年金天引き)本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

※10月(本徴収)から特別徴収開始となる世帯については、普通徴収(納付書又は口座振替)で1期から3期まで納めていただき、10月から特別徴収(年金天引き)になります。

6 納付方法

●普通徴収(納付書・口座振替)

- ①納付書で納める場合 …… 納税通知書を納税義務者に送付します。各納期の納期限日までに納付書の裏面に記載のある納付場所で納めてください。また、スマートフォンのアプリ「PayPay」「LINE Pay」「PayB」でも納付できます。
- ②口座振替で納める場合 …… 納税通知書を納税義務者に送付します。各納期の納期限日に口座から自動的に振り替えられます。

※新規で口座振替を希望される方は、納税通知書に記載されている取扱金融機関の窓口に申し込みしてください。(申込みに必要なもの …… 納税通知書、預金通帳又はキャッシュカード、金融機関届出印)

●特別徴収(年金天引き)

世帯内の国保加入者全員が65歳～75歳未満で、次の要件をすべて満たす世帯主が特別徴収(年金天引き)の対象者です。

- (1)世帯主の1年間の年金受給額が18万円以上であること
- (2)世帯主の介護保険料が特別徴収されていること
- (3)国保税と介護保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えないこと

※世帯主が今年度中に75歳になる場合、誕生日から後期高齢者医療保険に移行するため、令和5年度の特別徴収(年金天引き)を停止し、普通徴収に切り替わります。

国民健康保険税の役割とは

納めていただいた国保税は、病気や怪我に対する医療費の給付等に使います。近年、医療の高度化や高齢化の影響で一人あたりの保険給付費は年々増加しています。

保険給付費から国・県の交付金などを差し引いた分を国保税として皆様に納めていただく必要がありますので、保険給付費が増加すると税率を上げなければなりません。

特定健診を受けて自身の健康状態をチェックし、病気の早期発見・早期治療で医療費を節約することができます。

国民健康保険事業の運営のため、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

職場の健康保険に加入した場合は、国民健康保険を脱退する手続きが必要です!!

問合せ先 茨城町 保健福祉部 保険課 ☎029-240-7113(直通)